

[別紙]

新型コロナウイルスに伴う運営指導における留意事項

今般、当課においては新型コロナウイルスの感染症予防対策を講じながら、運営指導(監査)を実施したいと考えています。つきましては、下記のとおり当日の対応等に特段のご配慮をお願いいたします。

1 運営指導(監査)の手法について

- ① 運営指導(監査)担当職員については、マスク着用をはじめとした感染症予防対策を講じた予防を徹底し、現地での検温(非接触式体温計を当課で持参)も実施します。
- ② 施設巡回(ラウンド)を伴う運営指導(監査)については、施設(事業所)等の状況を考慮し、事前に確認したうえで実施します。(※事前提出資料提出時に確認等を行います。)
- ③ 運営指導(監査)については、当課において重要と判断した項目を重点的に実施することとし、実施時間の短縮に努めます。
- ④ 消毒済みの飛沫防止パネルを持参し、担当職員との対面ヒアリング時の飛沫防止に努めます。

2 運営指導(監査)時の会場について

運営指導(監査)時の書類を確認する場所につきましては、3密(①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面)を避けられる会場の確保をお願いいたします。

3 会場確保が困難な場合の対応について

可能な限り、現地での運営指導(監査)を実施することとしますが、会場確保が困難な施設(事業所)等につきましては、当職で指示する書類の持参が可能な場合に限り、市役所本庁等の3密が回避できる会議室等により運営指導(監査)を実施することとします。なお、その場合につきましては、法人(施設)等の運営規程上支障がないことを確認のうえ、当職宛ご連絡願います。

4 面会禁止施設(事業所)等について

面会者等の出入りを禁止している施設(事業者)等について、今回の運営指導(監査)の受検が困難な施設(事業所)等については、当職宛ご連絡願います。貴施設(事業所)における面会禁止等の措置が終了した場合再度ご連絡のうえ、実地監査(指導)の日程を調整し、実施させていただき予定とします。